

令和7年 2月 3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)
地域名 (地域内農業集落名)	尼子出屋敷 (尼子出屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 1月 29日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

域内耕作面積の約9割を担い手(農業法人(1) 株式会社(1) 認定農家(1)) が担っており、残りの1割を4戸の農家が耕作している。個人農家が離農された場合、担い手等へ委託される公算が高く、耕作放棄地は無く問題は無い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

入り作者農地以外については、水稻麦のブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。集落営農法人の大豆作については、集落外の担い手に委託しているが、令和7年度から自法人での大豆栽培に取組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として尼子出屋敷における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を尼子出屋敷地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積はある程度進んでいるが、継続して農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除(水稲・麦)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金 炭の投入 緩効性肥料・長期中干実施
化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
農地維持・資源向上実施